委員会等の構成に関する申合せ事項（案）

資料４

１　常任委員会

　⑴　委員の会派割当については、各会派の所属議員数を各委員会に均等に割振るため、割当基準数を基に割り当てる。

　⑵　正副委員長の会派割当については、各会派の所属議員数の比率により割り当てる。

　⑶　正副委員長の選択については、所属議員数が多い会派からの輪番制により行う。なお、１回の選択数については、これまでの取扱いを踏まえ、協議、決定する。

２　特別委員会

　⑴　委員の会派割当については、委員会ごとに各会派の所属議員数の比率により割り当てる。

　⑵　正副委員長の会派割当については、各会派の所属議員数の比率により割り当てる。なお、新たに設置する委員会が１つの場合、委員長は所属議員数が最も多い会派、副委員長は所属議員数が次に多い会派へ割り当てる。

　⑶　正副委員長の選択については、所属議員数が多い会派から順に行う。

３　議会運営協議会

　⑴　委員の選任については、各会派から推薦のあった者をもって充てる。

　⑵　委員の会派割当については、各会派の所属議員数10人（端数は四捨五入）に付き１人を割り当てる。なお、５人から９人までの会派には、１人を割り当てる。

　⑶　座長については、所属議員数が最も多い会派の幹事長をもって諮る。

４　広報委員会

　⑴　委員定数は概ね９人とし、委員の会派割当については、各交渉会派の所属議員数の比率により割り当てる。その際、各交渉会派の議員が必ず１人以上となるように配慮する。

　⑵　委員の任期は、２年とする。

　⑶　委員の選任については、議会運営委員会に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議会運営委員会の委員長が指名することができる。

　⑷　委員が辞任しようとするときは、議会運営委員会の委員長の許可を得なければならない。

　⑸　正副委員長の会派割当については、委員長は所属議員数が最も多い会派、副委員長は所属議員数が次に多い会派へ割り当てる。

５　議会構成委員会

　⑴　委員の会派割当については、各会派の所属議員数10人（端数は四捨五入）に付き１人を割り当てる。なお、５人から９人までの会派には、１人を割り当てる。

　⑵　委員の選任については、議会運営委員会に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議会運営委員会の委員長が指名することができる。

　⑶　委員が辞任しようとするときは、議会運営委員会の委員長の許可を得なければならない。

６　議会改革検討協議会

　⑴　委員定数は概ね９人とし、委員の会派割当については、各交渉会派の所属議員数の比率により割り当てる。その際、各交渉会派の議員が必ず１人以上となるように配慮する。

　⑵　委員の任期は、議員の任期とする。

　⑶　委員の選任については、議会運営委員会に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議会運営委員会の委員長が指名することができる。

　⑷　委員が辞任しようとするときは、議会運営委員会の委員長の許可を得なければならない。